

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入				主たる給与 以外の合算 所得区分	営業等	農業	不動産	利子	配当	給与	雑	譲渡一時
	給与所得 (所得金額調整控除後)												
	その他の所得計												
					総所得金額①								

課税標準	総所得③			
	山林所得			
	分離短期譲渡			
	分離長期譲渡			
	株式等の譲渡			
	上場株式等の配当等			
	先物取引			

所得控除	雑損				障・寡・ひ・勤									
	医療費				配偶者									
	社会保険料				配偶者特別									
	小規模企業共済				扶養									
	生命保険料				基礎									
	地震保険料				所得控除合計②									

【令和6年度市民税・県民税・森林環境税 税額通知書】
「定額減税額」の額は「特別税額控除額」として記載しています。

引ききれなかった定額減税額は以下のとおり算出します。

$$\{ (本人1人 + 控除対象配偶者数 + 扶養親族数) \times 10,000 \text{円} \} - \text{特別税額控除額} = \text{引ききれなかった定額減税額 (給付対象)}$$

【例】本人1人扶養2人
引ききれた定額減税額が20,000円の場合
 $\{ (本人1人 + 2人) \times 10,000 \text{円} \} - 20,000 \text{円} = 10,000 \text{円}$

横浜市では、市民の皆さまに「横浜みどり税」(年間900円)を負担いただき、市内の樹林地の買取り・維持管理等をはじめ、緑を守り、育て、緑の良さを実感していただける取り組みを進めています。特別税額控除額は、〇〇,〇〇〇円です。